



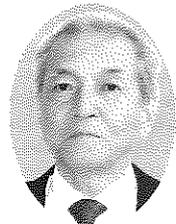
一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

## 新年のご挨拶



一般社団法人  
 鳥取県労働基準協会  
 会長 岡田 幸一郎



鳥取労働局  
 局長 石田 聡

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、一昨年に引き続き新型コロナウイルスが猛威を振るい、鳥取県産業安全衛生大会の中止をはじめ、計画していた各種事業の縮小等を余儀なくされましたが、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、感染防止対策を講じながらも、実施すべき必要な事業を概ね順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

最近の県内経済動向は、「持ち直しの動きを維持している」との基調判断ですが、変異株の出現等コロナ感染症の流行は予断を許さない状況にあり、会員企業の運営にもコロナ禍による影響は未だ大きいものと拝察いたします。

県内の労働災害は、近年、死亡災害、死傷災害とも増加傾向にあり、憂慮すべき状況にあります。この背景として、未熟練労働者の増加や労働力の高年齢化による現場力の低下、第三次産業における安全衛生活動の不備等が挙げられており、これらの状況に対応した安全衛生教育や危険予知活動の実施等、労使が一体となって「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への取組を進めていく必要があります。

また、労働者の健康を取り巻く状況は、コロナ感染症による疾病に加え、健康診断における有所見率は60%に届く勢いで増加し、メンタル不調や過重労働による健康障害も顕在化しており、心身両面の健康確保や職業性疾病防止のための取組が一段と重要になっています。

当協会におきましては、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう、有用な安全衛生講習の実施や情報提供等の各種事業を行い、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいりたい所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、新型コロナウイルス感染症の流行が早期に収束し、会員の皆様にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

令和4年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 岡田 幸一郎

副会長 永東 康文、副会長 井木 久博

専務理事 村澤 幸二、ほか 職員一同

新年明けましておめでとうございます。

岡田会長をはじめ鳥取県労働基準協会会員の皆様におかれましては、旧年中、労働行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鳥取県内の雇用情勢を見ますと、有効求人数が連続して前年同月を上回るなど、一部に好転の兆しも見られるところですが、業種ごとにみますとその回復の度合いには開きも見られています。新型コロナウイルス感染症は、全国的に減少傾向にありますが、依然として予断を許さない状況にあります。

鳥取労働局としましては、昨年、コロナ禍において雇用調整助成金・休業支援金の活用等による雇用の維持、雇用機会の確保、高齢者・障害者・女性など多様な人材の活躍支援、長時間労働の抑制・同一労働同一賃金などの働き方改革の推進を重点に取り組んでまいりました。

令和4年4月からは、中小企業におけるハラスメント防止対策の強化や、育児休業取得の意向確認の義務化及び出生時育児休業（産後パパ育児）の創設等を内容とする改正育児・介護休業法などが順次施行されます。

今年も引き続き、少子高齢化や人手不足の解消を見据えて「魅力ある職場づくり」に向け働き方改革に取り組む事業主の皆様へ必要な支援を行うとともに、人材確保に向けハローワークによるマッチング機能の強化を図ることとしています。

また、労働災害防止対策についてですが、鳥取県内の災害発生状況は令和3年11月末速報値で、死亡者は5名（令和2年同月比2名減）、死傷者数は471名（令和2年同月比6名増）と、労働災害が激増した令和2年より増加しており、更なる取組が必要です。このため、貴会の引き続きのご協力をいただきながら、労働災害の発生件数が多い「転倒」災害防止等の指導を徹底するとともに、とりわけ死亡災害の撲滅に向け全力で取り組む所存です。

貴会におかれましては、これまでも労働行政の推進について重要な役割を担っていただいているところですが、引き続きより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和4年元旦

◆鳥取労働局

局長 石田 聡、総務部長 高橋 仁

雇用環境均等室長 齋木 和紀、労働基準部長 高橋 行紀

監督課長 宮地 延幸、賃金室長 今井 敏仁

健康安全課長 山田 正道、労災補償課長 渡辺 章子

# 「ゼロ災55」無災害運動安全パトロールを実施しました

ゼロ災55無災害運動（令和3年11月7日～令和3年12月31日）の取組として、鳥取労働局では鳥取労働局長による安全パトロール及び労働基準部長による建設現場パトロールを実施しました。

令和3年11月10日（水）に鳥取市下味野の鳥取自動車道下味野第8改良工事現場において、鳥取労働局労働基準部長による建設現場パトロールを、国、県の発注者等と合同で実施しました。現場では、360度回転クラウド監視カメラによる現場監視、仮設防護柵の傾斜計測による点検、ドラグ・ショベルに設置した重量計によるダンプトラックへの積載重量の管理、作業通路設置による重機と作業員との分離措置といった安全管理に併せて、現場侵入車両のための交通誘導員の配置、現場作業の内容に沿った新規入場者教育の実施など、効果的な労働災害防止対策の実施を確認しました。

また、令和3年12月7日（火）には西伯郡南部町のグリコマニュファクチャリングジャパン（株）鳥取工場において鳥取労働局長による安全パトロールを実施しました。同工場では労働災害防止対策について説明を受け、また、工場内を巡視し、加工機械、ベルトコンベアー周囲のカバーや駆動部に手が入らない措置の対応状況、VRを活用した安全衛生教育や安全装置の有効性点検など、主にはさまれ・巻き込まれ災害を防止するための機械への本質安全化やリスクアセスメントの実施等、先進的な取組を確認しました。



建設現場パトロール



局長安全パトロール

## ポータルサイト 「確かめよう労働条件」のご案内

●厚生労働省では、労働基準関係法令の紹介や、事案に応じた相談先の紹介を行うなど、労働条件の悩みの解消や労務管理の改善に役立つ情報をまとめたポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営しています。

さらに事業主や労務管理担当者向けには、「スタートアップ労働条件」のサイトで、次のWEB診断コンテンツや届出書面の作成支援ツールが用意されています。

### 【労務管理・安全衛生管理WEB診断】

⇒自社の労務管理・安全衛生管理などを診断！問題点が認められた場合には改善に向けた情報を提供します！



### 【働き方改革関連法セルフチェック】

⇒労働条件が働き方改革関連法の内容に対応しているかセルフチェックできます！

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

### 【届出書面の作成支援ツール】

⇒36協定届や就業規則など、労働基準監督署に届出する書面の作成が可能です！



●また、LINE公式アカウント「確かめよう労働条件」では、LINEにて、法令解説、労働相談を行っています。

QRコードから「友だちに追加」してみてください。

## 「労働条件相談ほっとライン」のご案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。

都道府県労働局及び労働基準監督署の閉庁後又は土日・祝日において、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で労働条件に関することが電話で相談いただけます（携帯電話からも利用可能）。

また、「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語、中国語、ベトナム語等14言語に対応しています。開設時間や連絡先など、詳しくは下記の一覧を参照してください。

※年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

言語	開設曜日	開設時間	TEL番号
日本語			0120-811-610
英語	月～日 (毎日)		0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語			0120-531-403
スペイン語	火、木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土	○平日（月～金）	0120-531-405
ベトナム語	水、金、土	午後5時～午後10時	0120-531-406
ミャンマー語			0120-531-407
ネパール語	水、日	○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語	木、日		0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805

# 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	<b>時間額 825円</b> (令和3年12月17日発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であつて技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。  
 ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、参入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。  
 ・「鳥取県最低賃金」は令和3年10月6日から時間額821円に改正されています。  
 詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室(0857-29-1705)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 脳・心臓疾患の 労災認定基準の改正について

業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び心疾患等のいわゆる「過労死」については、平成13年12月に改正した認定基準に基づき労災認定を行っていましたが、改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」(以下「検討会」という。)において検証等を行い、令和3年7月16日に報告書が取りまとめられたことを受けて、令和3年9月に認定基準の改正が行われました。

これらの疾患について、「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」、「異常な出来事」により業務の過重性を評価することについてはこれまでと変更ありません。これまでも発症前1か月間に100時間または2〜6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強いとしていましたが、上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

また、労働時間以外の負荷要因を評価する際に、休日のない連続勤務の有無など勤務時間が不規則かどうか、勤務間インターバルが短い業務か、出張の多い業務や業務そのものが事業場外における移動を伴うような業務かどうかなど、評価の項目も見直されました。

さらに、短期間の過重業務、異常な出来事の業務については、発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合や業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合など、発症との関連性が強いと判断できる場合を明確にしました。

厚生労働省では、改正認定基準に基づき適切に労災認定を行います。詳しくは労働局または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

## 鳥取労働局 「育児休業制度等に関する相談窓口」 を開設!

鳥取労働局では改正育児・介護休業法が令和4年4月1日以降順次施行されるのを前に、「育児休業制度等に関する相談窓口」を開設しました。

法改正の内容や現行制度のお問い合わせのほか、育児休業制度等に関する就業規則の改定、男性の育児休業取得促進などについてお悩みをお持ちの方やお困りの方はご活用ください。

場所：鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局2階

受付時間：8時30分～17時15分

(土日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ先：☎0857-29-1709

中小事業主、女性・男性・有期雇用労働者等どなたでも、お気軽にご相談ください。

## 年次有給休暇を計画的に取得しよう!

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次

有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室指導担当(電話 0857-29-1709)にお問い合わせください。

働き方の新しいスタイル



ローテーション勤務



ぽつたりと



オフスワ  
ひるびると



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

今日はお休みしています。

この冬はリラックス、リラックス。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を!～

# 冬季の積雪・凍結による労働災害の防止について

気象庁の長期予報によりますと、この冬は西の地域ほど寒気の影響を受けやすく、西日本では気温が平年並みか低くなる見込みで、また、今後「ラニーニャ現象」が発生する可能性が高いとして、12月以降は厳しい寒さのほか大雪になるおそれもあるとしています。

冬季（12月～翌年2月）は積雪・凍結による転倒災害が多発している状況があり、雪の多かった平成29年では26件（12月は前年発生分。以下同じ）、平成30年では44件、令和3年では31件発生しています。

令和3年の災害発生の状況を見ても、事業所の敷地内や駐車場において転倒災害が多発しており、発生した時間帯は大部分が午前中で、特に出勤時及び出勤直後の作業等の際に被災しています。

冬季における積雪・凍結による転倒災害を防止するため、以下の事項に取組んでください。

- ①作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、ポールの標識の設置等により注意喚起を行うこと。また、除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保を行うこと。
- ②滑りにくい靴を着用すること。また、靴底がすり減っていないか点検すること。
- ③「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等、路面に合った歩き方をすること。
- ④「余裕をもって」行動すること。急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。
- ⑤横断歩道の白線、マンホール等金属部分の上は滑りやすいので留意すること。また、建物内外の出入口付近

は転倒多発地帯となるので、特に留意すること。

- ⑥雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る等により除去すること。
- ⑦転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用は避けること。

また、冬季に業務で車・トラック等を使用する場合にあっては、以下について実施いただき、交通労働災害防止にも努めていただくようお願いします。

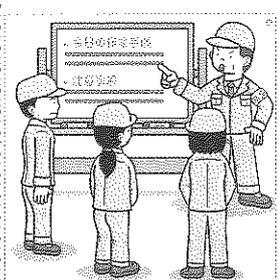
- ①気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。また、目的地へは、余裕を持って早めに出発すること。
- ②冬用タイヤ等、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着（豪雪が想定される場合は、これに対応できるようタイヤチェーンを配備すること。）し、運転者に対して、安全運転を行わせ、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。また、気象条件に合った車間距離を保ち、運転を行うこと。
- ③「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、走行管理や気象条件に対し安全の確保を図るための必要な指示を行うこと。
- ④安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転ができるかどうか、確認すること。必要に応じ、運転者の交替、運行時間縮小等、対応を行うこと。

令和3年度 2021年12月1日 ▶ 2022年4月30日

## 安全衛生教育促進運動

### 事業主の皆さん！

労働安全衛生法により 雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが義務づけられています



製造業における職長の能力向上教育カリキュラムが策定されました！  
すべての業種で、職長・班長・作業リーダー等は現場の安全衛生管理のキーパーソンの存在です。定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。

#### 正しい知識で職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。



主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 東部支部だより



## 新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部  
副支部長 入江 到

あけましておめでとうございます。  
皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

一昨年から続いている新型コロナウイルスの感染拡大は、昨年7月中旬から9月中旬にかけて、それまでになく大きな感染のピークとなりました。当県においても一日の感染者数が40人を超える日が何日かありました。その間、医療・福祉関係に従事する方々をはじめとして関係者の大変な努力と多大の働き、また県民の感染予防対策の徹底などによってピークが収まり、年末に向けて社会経済活動の再開などの機運が高まりましたが、また、新たな変異のあるオミクロン株の発生に直面しました。

コロナ禍に見舞われて2年が経過しましたが、今後も新型コロナウイルスを始めとして各種のウイルスへの対応を求められることを前提とした社会経済活動の展開や生活様式の変化を受け入れていかなければならないものと割り切るべきなのかもしれません。

新型コロナウイルスの感染状況や変異株の動向などに各種の経済指標は影響を受けますが、それでも昨年後半からは対前年比で持ち直しの動きも見えてきています。

令和4年は寅年です。

十二支の寅は「春が来て草木が生ずる状態を表している」とされ、2022年は「冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれる年になる」とも言われています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、この後も第6波、第7波と続いていくかもしれませんが、ワクチン接種がさらに進み、治療薬も必ず流通が始まります。

これらに希望を託し、新しい年が、わが国、わが県がより力強い成長に向けて華々しく生まれる年となることを望みながら、会員各位のご多幸とご発展をお祈りいたします。

本年も労働行政の分野では引き続き各種の取り組みが求められる状況が続きます。東部支部は、会員各位の要望にお応えできるよう各種の事業に取り組んでまいりますので、昨年と同様にご指導、ご鞭撻並びにご厚誼を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

### 謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2022年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

支部長 岡田 幸一郎

副支部長 安東 潔、副支部長 入江 到

事務局長 丸山 裕毅、主 事 藤井 涼子



## 新年のごあいさつ

鳥取労働基準監督署

署長 平井 美敏

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。

旧年中は、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルスが経済に大きな打撃を与え、会員の皆様におかれましても、多大の影響を受けておられると思います。今年こそは収束に向かい、経済が回復するよう願っております。

労働基準監督署の業務で最も重要な事項である労働災害、特に死亡災害の防止につきまして、令和3年は11月末現在の速報値で、休業4日以上死傷者数は、過去5年間で2番目に多かった令和2年と同水準であり、また、残念なことに3名の方が死亡されています。本年の死亡災害ゼロ、休業災害の大幅な減少を目指し、墜落・転落災害、建設機械災害、転倒災害防止などの効果的な対策を進めてまいります。併せて、働き方改革の推進、迅速、公正な労災補償業務に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

新しい年が会員の皆様にとって良い年になりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

### 本年もよろしくお祈り申し上げます

2022年元旦

◆鳥取労働基準監督署

署長 平井 美敏 副署長 中島 章文

業務課長 長谷川 徹 第一方面主任 長谷川匡男

第二方面主任 山田 恭大 第三方面主任 田中 博行

安全衛生課長 半田 謙一 労災補償課長 中塚 隆

ほか職員一同

## 安全衛生教育の重要性について

鳥取労働基準監督署

労働安全衛生法の第6章には「労働者の就業に当たつての措置」として、「労働災害を防止するためには、機械の本質的安全化等災害原因の中の物的要因を除去することが基本であることはいうまでもないが、あわせて、作業につく労働者の安全衛生教育の徹底等も極めて重要な施策である」ことから、安全衛生教育等が規定されており、労働者に一定の危険有害業務を行わせる場合には、免許や技能講習、特別教育の実施などが定められています。

また、教育の実施に当たっては、業務内容に応じて、対象者、実施時期、教育内容などを適切に定め、繰り返す、計画的に行っていくことが必要であることから、厚

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

生労働省では「安全衛生教育等推進要綱」を定め、その推進を図っています。

安全衛生教育等の概要は右記のとおりですので、皆様の事業場における作業等の実態にあわせて、教育内容、対象者、実施時期などを検討し、安全衛生教育の計画的な実施をお願いします。

Table with 2 columns: 種類 (Category) and 法令 (Regulations). Categories include 雇入れ時教育, 作業内容変更時教育, 免許・技能講習, 特別教育, 職長等教育, 危険有害業務従事者教育(別記), 能力向上教育(別記), 健康教育等.

(参考)「安全衛生教育等推進要綱」より

◎ 計画的実施の例 (A氏の場合)

【入社】雇入れ時教育→【就業制限業務に配置転換】免許取得→【5年経過】危険有害業務従事者教育(定期)→【10年経過】危険再認識教育→【職長就任】職長等教育→【5年経過】能力向上教育に準じた教育→【安全衛生推進者就任】能力向上教育(初任時)→【5年経過】能力向上教育(定期)→

Table with 3 columns: 種類 (Category), 対象 (Target), 実施時期 (Implementation Period). Categories include 危険有害業務従事者教育 and 能力向上教育.

※ 右の表は概要を示したものであり、すべてを網羅したものではありません。

36協定の適正な届出について

鳥取労働基準監督署

時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)については、所轄の労働基準監督署に届け出をいただいておりますが、年度末から年度初めにかけての提出が多くなります。届の受理時に、修正をお願いする頻度が高い箇所は次の記載例のとおりですので、ご確認いただき、適正な届け出をお願いいたします。不明な点がございましたら鳥取労働基準監督署にご照会ください。

Form titled '時間外労働 休日労働 に関する協定届' (Agreement for Overtime and Rest Day Work). Includes fields for business type, name, location, and a detailed table for overtime and rest day work. Includes checkboxes for compliance and a signature section at the bottom.

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

【特別条項の2枚目の記載例(1枚目は前記と同じ)】

様式第9号の2(第16条第1項関係)

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名	協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)	協定の成立年月日	協定の成立年月日	協定の当事者である労働者の過半数で組織する労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名	協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)	協定の成立年月日	協定の成立年月日	1日(任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合計した時間数(100時間未満に限る))			時間外労働(時間外労働720時間以内に限る)	
								延長することができる時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%	起算日の記載漏れ	起算日(年月日)	〇〇年〇月〇日
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	35%	500時間	620時間	35%	チェック漏れ	協定の成立年月日の記載漏れ	〇〇年〇月〇日
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%	協定の成立年月日の記載漏れ	〇〇年〇月〇日	
<p>限度時間を超過する事由は、一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限る。できる限り具体的に定めてください</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>限度時間を超過して労働させる場合における手続(該当する要務) (具体的な内容) 労働者代表者に対する事前申し入れ</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>協定の成立年月日</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は労働者代表者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑ (チェックボックスに要チェック)</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日
<p>使用者 職名 工場長 氏名 ●●●●●</p>													協定の成立年月日	〇〇年〇月〇日

# 西部支部だより



## 新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部  
支部長 永東 康文

新年あけましておめでとうございます。令和4年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。さて、旧年中は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したものの、感染者数も減少し収束する方向に向かっていた矢先に、オミクロン株への感染拡大が懸念されるなど、今後の見通しが見えない状況が続いております。このような情勢での事業運営については県外出張の自粛、職場における感染防止対策、在宅勤務、休業の実施等、労働衛生管理体制の対応にも引き続き苦慮されていることと思います。

このように新型コロナウイルス感染症への対応にご苦労されている状況の中、西部支部の各種事業及び講習会等にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

西部支部の講習会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、検温の実施、手指消毒、マスクの配付、換気の励行、複数人が接触する箇所の消毒、三密の防止等の取り組みを継続的に実施しながら参加者数を制限して慎重に開催し、予定していた講習会をほぼ実施することができました。いまだに新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況ではありますが、引き

続き皆様方のご支援とご協力を宜しく申し上げます。また、西部支部管内の労働災害につきましては、大幅に増加した昨年に比べればわずかに減少しております。しかし依然として労働災害の発生率は高い水準にあり、建設業では複数の死亡災害、重篤な労働災害も発生している状況にあることから、当支部も引き続き関係行政機関の協力をいただきながら、労働災害の防止に向けた各種の普及啓発活動に取り組むとともに、労務管理研修等の各種講習会の機会を通じて労働災害の情報を提供するなど、労働災害防止に努めてまいりたいと思います。最後になりましたが、会員の皆様の益々の健勝とご発展を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます  
令和4年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東 康文  
副支部長 森安 誠  
副支部長 太田 佳子  
事務局長 深田 一徳、主事 伊藤 敏江



## 新年のご挨拶

米子労働基準監督署  
署長 久保田 剛

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎え(次頁につづく)

(前頁のつづき)

のこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだに様々な方面に大きな影響を及ぼしており、それぞれの職場で、安全・安心な環境をつくるため、大変な苦勞をされていることと思います。

厳しい状況の中、昨年の管内の労働災害発生状況は、一昨年に比べ件数としてはわずかに減少（11月末同時期比較）していますが、一部の業種では増加し、重篤な災害も複数発生しました。いかなる時であっても、安全を最優先し、基本的な災害防止対策が確実に講じられるようあらためてお願いします。

また、健康診断の結果報告では、有所見者の割合が高い傾向にあり、職場における健康づくりも大切です。

生産性向上を図り、働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスの推進や、ハラスメントのない、「魅力ある職場づくり」が、各企業でより一層積極的に進められるよう、今年も、職員一同、全力で取り組む所存でございますので、貴会におかれましても、より一層のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会及び会員事業場のますますのご発展と、皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお祝い申し上げます

令和4年 元旦

◆米子労働基準監督署

署長 久保田 剛

監督課長 坂本 年紀

安全衛生課長 宮村 孝

労災課長 赤井 淳一

ほか職員一同

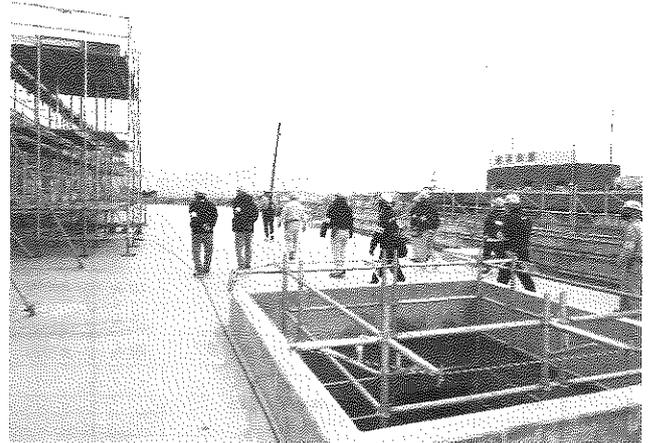
「ゼロ災55」無災害運動期間中に建設現場の合同パトロールを実施しました

鳥取県内で毎年年末に展開している『「ゼロ災55」無災害運動』（令和3年の運動期間：11月7日（日）～12月31日（金）の55日間）の運動期間中である11月24日に、同運動の周知と建設現場の災害防止対策の徹底を図るため、米子地区建設業労働災害防止協議会が主催し米子労働基準監督署のご協力のもと、建設現場の合同パトロールを実施しました。

パトロールは2班に分かれて、4現場を対象に実施しました。

各現場では、現場担当者から、工事の進捗状況や現場で取り組まれている災害防止対策について説明を受けた後に、現場内の危険箇所や現場の見える化などの状況を確認しました。

パトロール実施後は、米子食品会館にて、検討会を開催し、点検結果を発表するとともに、米子労働基準監督署からは、今後も現場管理を徹底され、無災害で工事を完了されるよう要望され、検討会を終了しました。



情報機器(旧 VDT 作業)作業従事者労働衛生教育を開催します。

日時 令和4年1月27日(木) 13:30～17:00

場所 米子食品会館

内容 情報機器作業における労働衛生上の管理

労務管理研修を開催します。

日時 令和4年2月9日(水) 13:30～17:00

場所 米子食品会館

内容 育児・介護休業法改正のポイント  
パワーハラスメント対策の義務化

(令和4年4月1日施行)

積雪時・凍結時の労働災害対策等について

# 中部支部だより



## 新年のご挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部  
支部長 井木 久博

新年明けましてお目出度う御座います。会員の皆様にはお揃いで元気に新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、思い起こしますに、ここ二年コロナに始まりコロナに終わった感のある生活であります。諸会合も不急不要なものは中止、延期、決裁事項も書面表決と言った具合で対面して楽しく語り合う機会は殆どありませんでした。リモートにより最小限必要な意思伝達は出来たかと思いますが、やはり顔の表情や場の雰囲気等読み取ることが難しいことでありました。ワクチンの成果でありましょうかこのところ感染は落ち着きを見せているようですが、諸外国では再び猛威を振るっているようで決して油断は出来ないところであります。

昨年は総理総裁も替わり新しい内閣が誕生しました。コロナ禍後の経済を見据えながら「新資本主義」と称して国債頼りの大判振る舞いをしているようですが、安直な経済対策が長持ち出来ると思えません。腰を据えて本格的な構造改革を実行し、デジタル化を進め地方経済の活性化に繋げてもらいたいものです。少子高齢化の波は年々刻々厳しく押し寄せ地方経済を圧迫しているところですが、外国人労働者雇用等も含め、雇用情勢は厳しい状況であり労働基準協会としても情報交換や対策等考える必要を思うところであります。

働き方改革も我々中小企業者にとってもいよいよ本番でありまして、雇用とも連動することですし知恵の出どころであります。労働環境の改善が企業の生命線であるとして、次々起こる厳しい経済環境にひるむことなく挑戦するしかありません。

ところで、コロナ禍で縮小した経済の中で管内の労働災害の発生状況を見ますと製造業を始め全産業大幅な増加となっています。原因は色々と思えます。労働者の高齢化問題もあろうかと思えますが、もう一度我々はどうかあるべきか、何をすべきか、何が出来るかを原点に戻って考えねばと思えます。グローバルの世界で何事につけても不透明極まりない時代の中で、新しい年を迎えいかに夢と希望をもって生きていくか難しいことでもあります。お互いに支え合いながら自分が人のために何が出来るかを考えながら、自分なりにささやかでも目標を定めて元気に生きられたらと思う昨今であります。会員の皆様も「企業の継続」を第一として厳しい環境に挑戦していただきたいと思えます。皆様のご健勝をお祈りいたします。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

令和4年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部  
支部長 井木 久博  
副支部長 上本 智則 副支部長 行壽 啓之  
事務局長 高田 尚 主 事 谷川 妙香



## 新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 清水 貴由

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署管内の労働災害発生状況については、残念ながら増加傾向が続いており、昨年10月には、建設重機による死亡災害も発生しました。

令和4年度は、第13次労働災害防止推進計画の最終年度でもありますので、死亡災害撲滅、及び多発している転倒災害の防止に全力を挙げて取り組む所存です。

昨年の労働相談の状況については、職場内でのいじめ・嫌がらせに関する相談が依然多くを占め、その一方で、コロナ禍の影響もあってか、過重労働に関する相談は減少傾向でした。

また、年次有給休暇に関する相談が昨年は突出して多くみられ、労使双方の関心が高いことが窺えました。

これら課題も踏まえたくうで、来年度の当署の運営方針を的確に策定していきたいと考えております。

コロナ禍において、都市部を離れて地方で暮らすことへの関心が高まっていること、また県内各自治体も移住施策の一環としてテレワーク等を活用した副業・兼業の推進に力を入られていること等からも、本年以降、ポストコロナにおいても「新たな日常」が定着する機運が窺えます。

当署にも、テレワーク実施時の労務管理に関する相談が少なからず寄せられています。

また一説によりますと、10年後には、今存在しない仕事半数以上を占めるようになるともいわれられており、それに伴って、今存在しない働き方が次々と考え出されている可能性も大いにあります。

このような新しい流れに対しても、我々監督署は、法令やガイドラインの枠組みの中で、労務管理における最適解を提案する等、ニーズに柔軟に対応していき、いつの時代にも必要とされる行政機関であり続けたいと思っております。

新たな時代、そして新たな変化に前向きな姿勢で立ち向かっていける、そんな1年にしたいものです。

会員の皆様の益々のご健勝とご発展を祈念しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和4年 元旦

◆倉吉労働基準監督署  
署長 清水 貴由  
監督・安衛課長 石田 太一、労災課長 徳重 孝弘  
ほか職員一同

## 降雪時季の転倒災害防止のために

気象庁によると、ラニーニャ現象（太平洋赤道海域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて海面水温が平年より低くなり、その状態が1年程度続く現象）が冬の終わりまで続く可能性が高いとのこと。

過去、同現象が発生した平成23年、平成30年とも大雪が降り、これにより、転倒災害の増加が生じているため、今年の冬も大雪と転倒災害について、特に注意が必要になります。

- 平成30年の転倒災害を見てみると、
  - ・被災者の年代は50歳以上が7割（高齢になるほど転倒リスク大）
  - ・被災場所は駐車場が4割（駐車場は車、人に雪が踏み固められており、歩行中の転倒の他、車から降りた瞬間の転倒も多発）
  - ・休業見込期間は1か月以上が6割（被災者の3人に2人が骨折）
- という状況でした。

つきましては、降雪時季の転倒災害防止のため、以下の対応をお願いいたします。

### 1 すぐに取り組みいただきたい事項

#### ①凍結危険箇所の把握

雪が踏み固められて凍結しやすい駐車場、屋外通路、出入口等の事業場敷地内の危険箇所を把握しましょう。

#### ②凍結危険箇所の見える化

把握した凍結危険箇所は表示や危険マップで「見える化」をしましょう。

### 2 降雪・寒波予報時における対応

#### ①通勤・帰宅への配慮

従業員の方が安全に出勤・帰宅できることを優先し、必要に応じて勤務時間を柔軟に変更等のご配慮をお願いします。

#### ②転倒防止マットの設置

建物出入口に、雪や水分を拭き取るためのマットを設置しましょう。靴底に付着した雪が事業場内に持ち込まれ、持ち込まれた雪、水分が原因で転倒された事例もありますので、ご注意ください。

### 3 積雪時の対応

#### ①危険箇所の凍結防止

把握した事業場敷地内の危険箇所の除雪、凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を徹底しましょう。

#### ②4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底

建物内出入口付近や通路等の水濡れはすぐに拭きましょう。出入口付近や通路の水濡れが凍結した結果、転倒された事例もありますので、ご注意ください。

以上の内容については、鳥取労働局作成のリーフレット（鳥取労働局ホームページにご覧いただけます）に掲載されております。この他、「ころばないコツ 札幌発！雪みちを安全・快適に歩くための総合情報サイト」（ウインターライブ推進協議会）（<http://tsurutsuru.jp/>）を参考にしてください。

## フルハーネス型墜落制止用器具 新規格完全適用

墜落災害防止措置の強化のため法令改正が行われ、「安全帯」は「墜落制止用器具」と名称が改められ、高所作業（地上から2メートル以上の高さの場所で行われる作業）では原則としてフルハーネス型の墜落制止用器具を使用することとなりました。性能要件は「墜落制止用器具の規格」に定められ、旧規格により製造された安全帯は、令和4年1月2日以降使用できないこととなっています。

なお、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある高さ6.75m以下での作業では、新規格に適合する胴ベルト型の使用が認められます。

## 事務所則が改正されています

事務所衛生基準規則（事務所則）は、昭和47年に定められてから50年が経ちます。その間、事務機器の多様化、女性の活躍推進、高年齢労働者に働きやすい環境の整備、障害のある労働者への配慮が必要となっている状況を踏まえ、厚生労働省で事務所衛生基準のあり方に関する検討がされていました。今般、令和3年12月1日、事務所則、労働安全衛生規則が改正され、作業面の照度、トイレ設備、更衣設備、休憩設備、作業環境測定などの規定が見直されています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。検索のキーワードは、「事務所における労働衛生対策」です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)

「81」  
**全国産業安全衛生大会**  
2022 in FUKUOKA  
大宰府の地で学んで高めよう！安全・健康の知恵

令和4年 10月19日(水) → 21日(金)

総合集会：マリンメッセ福岡（福岡県福岡市）  
分科会：福岡国際会議場ほか福岡市各会場

緑十字展2022 マリンメッセ福岡

中央労働災害防止協会 教育セロリ推進部 イベント事業課  
TEL：03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

JISHA 中災防